

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策**を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|------|---|-----|
| 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、 <u>介護医療院（令和6年度まで実施）</u> ※上記施設種別（介護医療院を除く）のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く | 定額補助 | ○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満） | なし |

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

| 施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ） | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|------|------------|------------------|
| 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院 | 定額補助 | 1,540万円/施設 | 80万円/施設 |
| 小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等 | | 773万円/施設 | ただし、非常用自家発電設備はなし |

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|-----------------------------|----------------|-------------|
| 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | 総事業費6,160万円/施設 | 総事業費80万円/施設 |

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

| 非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii） | 施設種別 | 補助率 | 区分 | 上限額 | 下限額 |
|--------------------------------|--|-----------------------------|----|-----|--------------|
| | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | i | なし | 総事業費500万円/施設 |
| | | | ii | なし | 総事業費80万円/施設 |

| 給水設備 | 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--------------------------------|---|-----------------------------|-----|--------------|
| | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | なし | 総事業費500万円/施設 |
| | 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 | | | なし |
| 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等 | | なし | | |

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
 また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。
 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|-----------|-----------------------------|----------|-----|
| ブロック塀等の改修 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | なし | なし |
| 換気設備 | 定額補助 | 4,000円/㎡ | なし |

